

2019年11月1日

お客様 各位

四国労働金庫

## J-Debit ご利用のお客様への「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る ポイント還元の実施について

当金庫は、2019年11月1日より、経済産業省の「キャッシュレス・消費者還元事業」のキャッシュレス決済事業者として参加することになりましたのでお知らせいたします。

お客様が「キャッシュレス・消費者還元事業」に係るポイント還元対象のJ-Debit加盟店<sup>(注1)</sup>で、当金庫のJ-Debitが付帯されたキャッシュカードでお支払い(デビットカード取引<sup>(注2)</sup>)をした場合、ご利用金額の5%もしくは2%のポイントを付与し、当該ポイント相当額を1ポイント1円に換算してデビットカード取引を行ったキャッシュカード発行預金口座に入金します。

ポイント還元は、デビットカード取引が行われた日が属する月の月末日から2か月以内に、お客様の口座にご入金いたします。

通帳の摘要には「J DMM消費者還元」または「J DMMのびやかゲン」(「MM」はデビットカード取引月)と表示されます。

どうぞご利用ください。

(詳細は、[デビットカード \(J-Debit\) におけるキャッシュレス・消費者還元事業について](#)をご確認ください。)

(注1) 「キャッシュレス・消費者還元事業」に係るポイント還元を実施しているJ-Debit加盟店には、キャッシュレス・消費者還元事業のロゴマーク(下図参照)とJ-Debitのロゴマーク(下図参照)が表示されています。

(注2) お買物やご飲食等で「J-Debit・ジェイデビット」の表示(下図参照)のある加盟店でお手持ちのろうきんキャッシュカードでお支払いをするサービス



以上